

京都府環境影響評価専門委員会 議事要旨

1 日時

令和7年11月7日（金） 午後2時から4時まで

2 場所

京都府庁3号館第7会議室及びWeb会議方式併用

3 出席者

委員 渡邊委員長、荒川委員*、大下委員*、勝見委員*、黒坂委員*、佐古委員*、高野委員*、
徳地委員*、成瀬委員、布野委員*、松井委員、山地委員*、吉村委員
（*印はオンラインで出席の委員）

事業者 乙訓環境衛生組合、株式会社東和テクノロジー

事務局 笠原技監、峯環境管理課長、ほか関係職員

4 内容

(1) 開会

- ・笠原技監挨拶
- ・会議成立の報告

(2) 乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）計画段階環境配慮書について

① 事業者説明

・事業者から前回専門委員会での指摘・質問事項に対する回答がなされた。

② 質疑応答

（委員）説明資料での「計画段階配慮事項には選定しない」とは、現時点では選定していない、という趣旨で、今後の手続においては改めて検討するという理解でよいのか。

（事業者）そのとおりである。

（委員）一連の関連する事業として示された表の中に破碎施設やカン・ビンの選別施設がないが、関連する事業ではないのか。

（事業者）破碎施設は焼却施設と同一の建物内に設置予定のため、環境影響評価の対象であると考えており、それも考慮した上での検討となっている。また、選別施設については現在稼働しているものを継続して運用する予定である。

（委員）関連する事業については、全体をもれなく記して説明いただいた方がよい。

（委員）大気質のシミュレーションに当たって乙訓消防本部の風向・風速のデータを使用

しているが、事業実施想定区域との間には高速道路等があり、隣接する河川の影響もあると思われるため、現地で調査を行った方がよい。

(事業者) 方法書以降の段階で現地調査を実施する。

(委員) 土壌汚染については法令等に基づいて適切に対応いただく必要がある。

(委員) 現施設の解体工事が予定されているが、現施設による土壌汚染の調査は実施しないのか。

(事業者) 現施設の解体については土壌汚染対策法に基づく調査実施の対象外であり、かつ地歴調査によると汚染の恐れはないという状況であるが、汚染を確認した場合には適切に対応を行う。

(委員) 現施設敷地の土壌汚染については、法令等の対象への当否の観点だけではなく、根拠やデータに基づいて問題ないという説明をするべきである。

(委員) 廃棄物発電の実施を検討する場合、騒音・振動等の影響に留意する必要がある。

(事業者) 方法書以降の段階で検討を実施する。

(委員) 植物の現地調査の規模や方法は今後検討されるという理解でよいか。

(事業者) そのとおりである。

③ 答申案の説明

・事務局から、資料8及び資料9により、答申案について説明。

④ 質疑応答

●全般的事項について

(委員) 水質、地下水、土壌汚染等について個別事項とせず、全般的事項に含めることは適切なのか。事業者は、個別事項に列挙した事項のみ対応すればよいと受け取るのではないか。

(事務局) これまでの議論において、事業者の認識が十分でないと思われるような事項について個別事項としている。

●動物・植物・生態系について

(委員) 「現地調査等」の「等」は、現地調査の他に何を指しているのか。

(事務局) 適切かつ十分な文献調査を行い、現地調査も行った上で、現況を把握するように、という意味合いを込めてこのような記載としている。

(委員) 文化財保護課意見で天然記念物の生息が確認されていると記載があるが、それを踏まえることも「等」に含まれるという趣旨か。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 委員からは長期的な影響への配慮について意見があったため、それが読み取れる

ような表現とした方がよいのではないか。

(事務局) 御指摘を踏まえ修正する。

●景観について

(委員) 景観の検討は、煙突及び建物に限らず、施設全体の景観について評価を行うことを求めるような記載の方がよいのではないか。

(事務局) 御指摘を踏まえ修正する。

⑤ 今後の進め方について

- ・ 審議を踏まえ、答申案を一部修正して答申とすることとし、その文言については委員長一任とされた。